

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年2月13日
【四半期会計期間】	第23期第3四半期 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
【会社名】	ディービーエックス株式会社
【英訳名】	DVx Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 若林 誠
【本店の所在の場所】	東京都練馬区小竹町一丁目16番1号 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております)
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	東京都豊島区高田二丁目17番22号
【電話番号】	03-5985-6110 (直通)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 戸田 幸子
【縦覧に供する場所】	ディービーエックス株式会社 本社 (東京都豊島区高田二丁目17番22号) 株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第23期 第3四半期累計期間	第23期 第3四半期会計期間	第22期
会計期間	自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日	自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
売上高 (千円)	9,494,786	3,247,782	11,740,376
経常利益 (千円)	312,407	113,595	420,381
四半期（当期）純利益 (千円)	176,023	64,155	236,354
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	—	326,738	324,613
発行済株式総数 (株)	—	1,368,000	680,800
純資産額 (千円)	—	1,808,139	1,668,865
総資産額 (千円)	—	5,724,227	5,469,897
1株当たり純資産額 (円)	—	1,321.88	2,451.59
1株当たり四半期（当期）純利益金額 (円)	129.08	46.98	354.35
潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額 (円)	128.00	46.78	344.96
1株当たり配当額 (円)	—	—	60
自己資本比率 (%)	—	31.6	30.5
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	50,728	—	349,252
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△70,426	—	△126,707
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	33,456	—	2,250
現金及び現金同等物の四半期末（期末）残高 (千円)	—	1,575,627	1,567,288
従業員数 (人)	—	140	131

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 平成20年4月1日を効力発生日として1：2の株式分割を実施しております。

4 持分法を適用した場合の投資利益につきましては、関連会社がないため記載を省略しております。

2【事業の内容】

当第3四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数（人）	140 [14]
---------	----------

（注）従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は [] 内に当第3四半期会計期間の平均雇用人員を外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社の事業は、商品の仕入販売であり、生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 仕入実績

当第3四半期会計期間における仕入実績を事業区分別に示すと、次のとおりであります。

事業区分	当第3四半期会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
不整脈事業（千円）	2,275,965
虚血事業（千円）	291,257
その他（千円）	8,721
合計	2,575,944

（注）上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 受注実績

当社の事業形態は、原則として受注と販売が同時に発生するため、記載を省略しました。

(4) 販売実績

当第3四半期会計期間における販売実績を事業区分別に示すと、次のとおりであります。

事業区分	当第3四半期会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
不整脈事業（千円）	2,774,050
虚血事業（千円）	459,856
その他（千円）	13,874
合計	3,247,782

（注）1 総販売実績に占める販売実績の割合が100分の10以上となる相手先はありません。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

本文における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日（平成21年2月13日）現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期会計期間における我が国経済は、高止まりしていた原油等の原材料価格が下落に転ずるなど好材料があるものの、サブプライムローン問題に端を発した世界的な金融危機により、株価の大幅な下落や急激な円高が進み、企業業績は大幅に鈍化し、設備投資や個人消費も低迷するなど、景気後退は深刻なものになっております。

当医療機器業界におきましては、厚生労働省による医療費の適正化を目的とする特定保険医療材料の保険償還価格の引き下げの実施や、安全性の確保への要請が引き続き進展する中で、当社の顧客である医療施設でも経営の合理化に向けた設備投資の見直しや抑制が強化されるなど、一層の経営効率化が求められる厳しい経営環境が続いております。

このような情勢のもと、当社では、新規顧客開拓による商品の拡販を進めるとともに、より競争力のある組織体制の確立を目指し、事業拡大に注力してまいりました。

これらの結果、当第3四半期会計期間の売上高は3,247,782千円、営業利益116,915千円、経常利益113,595千円、四半期純利益64,155千円となりました。

事業区分別の売上状況は、次のとおりです。

(不整脈事業)

当第3四半期会計期間の不整脈事業の売上高は、ペースメーカー、電極カテーテルが順調に推移し2,774,050千円となりました。

(虚血事業)

当第3四半期会計期間の虚血事業の売上高は、自動造影剤注入装置「ACIST」のディスプレイキットが順調に推移し459,856千円となりました。

(その他)

当第3四半期会計期間のその他の売上高は、13,874千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は105,422千円減少し、1,575,627千円となりました。資金が減少した主な要因は、以下のキャッシュ・フローによるものです。

営業活動により支出した資金は111,675千円となりました。これは主に税引前四半期純利益113,595千円、売上債権の減少74,170千円等の収入要因があった一方、仕入債務の減少211,308千円、法人税等の支払額98,250千円等の支出要因があったことによるものです。

投資活動により支出した資金は11,612千円となりました。これは主に無形固定資産の取得による支出10,759千円によるものです。

財務活動により得られた資金は23,496千円となりました。これは主に短期借入による収入100,000千円、長期借入による収入80,000千円の収入要因があった一方、短期借入金の返済による支出66,600千円、社債の償還による支出50,000千円、長期借入金の返済による支出42,456千円等の支出要因があったことによるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期会計期間において、当社の事業上及び財政上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

当社が開発中の「超極細繊維を用いた人工血管」につきましては、独立行政法人科学技術振興機構（JST）の平成18年度委託開発事業として採択され、平成18年3月28日付で新技術開発委託契約を締結し、株式会社ノイシキラボと協力して開発を進めております。現在、当該製品の安全性評価等の試験を行っております。当第3四半期会計期間の研究開発費の総額は10,780千円であります。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,080,000
計	2,080,000

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成21年2月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,368,000	1,368,000	ジャスダック証券取引所	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数100株
計	1,368,000	1,368,000	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成21年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。
第1回新株予約権（平成16年3月17日 臨時株主総会決議）

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数（個）	52
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数（株）	20,800
新株予約権の行使時の払込金額（円）	一株につき663
新株予約権の行使期間	平成18年4月1日～平成21年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 663 資本組入額 332
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は400株であります。

- 2 当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により未発行の付与株式数につき調整を行い、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てます。

$$\text{調整後 付与株式数} = \frac{\text{調整前 付与株式数}}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、発行日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で未行使の付与株式数を調整することができます。

- 3 当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、それぞれ効力発生の時をもって次の算式により1株当たりの払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後 払込価額} = \frac{\text{調整前 払込価額}}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使を除く。）は、次の算式により1株当たりの払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後 払込価額} = \frac{\text{調整前 払込価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{1}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込価額を調整することができるものとします。

- 4 権利行使の条件は次の各号に定めるとおりであります。
- ① 新株予約権を受けた取締役及び従業員は、権利行使時に当社の取締役又は従業員のいずれかの地位を有していること。ただし、次の場合はこの限りではない。
 - (イ) 任期満了により、取締役を退任する場合
 - (ロ) 定年により、従業員が退職する場合
 - ② 監査役は権利行使時に当社の監査役の地位にあること。また、社外コンサルタントは当社と顧問契約を継続していること。ただし、次の場合はこの限りではない。
 - (イ) 任期満了により、監査役を退任する場合
 - (ロ) 社外コンサルタントが、当社の役員又は従業員になった場合
 - ③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
 - ④ その他の条件については、当社が新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約書の定めるところによるものとする。
- 5 当社は平成17年8月1日付をもって1株を4株に、平成20年4月1日付をもって1株を2株に分割しております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、発行価格及び資本組入額が調整されております。

第2回新株予約権（平成16年10月25日 臨時株主総会決議）

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数（個）	58
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数（株）	23,200
新株予約権の行使時の払込金額（円）	一株につき950
新株予約権の行使期間	平成18年11月1日～平成21年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 950 資本組入額 475
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は400株であります。

- 2 当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により未発行の付与株式数につき調整を行い、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てます。

$$\text{調整後 付与株式数} = \text{調整前 付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、発行日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で未行使の付与株式数を調整することができます。

- 3 当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、それぞれ効力発生の時をもって次の算式により1株当たりの払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後 払込価額} = \text{調整前 払込価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使を除く。）は、次の算式により1株当たりの払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後 払込価額} = \text{調整前 払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとし、

当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込価額を調整することができるものとします。

- 4 権利行使の条件は次の各号に定めるとおりであります。
- ① 新株予約権を受けた取締役及び従業員は、権利行使時に当社の取締役又は従業員のいずれかの地位を有していること。ただし、次の場合はこの限りではない。
 - (イ) 任期満了により、取締役を退任する場合
 - (ロ) 定年により、従業員が退職する場合
 - ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
 - ③ その他の条件については、当社が新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約書の定めるところによるものとする。
- 5 当社は平成17年8月1日付をもって1株を4株に、平成20年4月1日付をもって1株を2株に分割しております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、発行価格及び資本組入額が調整されております。

第3回新株予約権（平成16年10月25日 臨時株主総会決議）

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数（個）	8
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数（株）	3,200
新株予約権の行使時の払込金額（円）	一株につき950
新株予約権の行使期間	平成18年11月1日～平成21年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 950 資本組入額 475
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は400株であります。

- 2 当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により未発行の付与株式数につき調整を行い、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てます。

$$\text{調整後 付与株式数} = \frac{\text{調整前 付与株式数}}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、発行日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で未行使の付与株式数を調整することができます。

- 3 当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、それぞれ効力発生の時をもって次の算式により1株当たりの払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後 払込価額} = \frac{\text{調整前 払込価額}}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使を除く。）は、次の算式により1株当たりの払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後 払込価額} = \frac{\text{調整前 払込価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{1}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込価額を調整することができます。

- 4 権利行使の条件は次の各号に定めるとおりであります。
- ① 監査役は権利行使時に当社の監査役の地位にあること。また、社外コンサルタントは当社と顧問契約を継続していること。ただし、次の場合はこの限りではない。
 - (イ) 任期満了により、監査役を退任する場合
 - (ロ) 社外コンサルタントが、当社の役員又は従業員となった場合
 - ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
 - ③ その他の条件については、当社が新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約書の定めるところによるものとする。
- 5 当社は平成17年8月1日付をもって1株を4株に、平成20年4月1日付をもって1株を2株に分割しております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、発行価格及び資本組入額が調整されております。

第4回新株予約権（平成17年6月24日 定時株主総会決議）

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数（個）	7
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数（株）	2,800
新株予約権の行使時の払込金額（円）	一株につき950
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日～平成22年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 950 資本組入額 475
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は400株であります。

- 2 当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により未発行の付与株式数につき調整を行い、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てます。

$$\text{調整後 付与株式数} = \frac{\text{調整前 付与株式数}}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、発行日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で未行使の付与株式数を調整することができます。

- 3 当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、それぞれ効力発生の時をもって次の算式により1株当たりの払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後 払込価額} = \frac{\text{調整前 払込価額}}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使を除く。）は、次の算式により1株当たりの払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後 払込価額} = \frac{\text{調整前 払込価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{1}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとし、

当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込価額を調整することができます。

4 権利行使の条件は次の各号に定めるとおりであります。

- ① 新株予約権を受けた従業員は、権利行使時に当社の従業員の地位を有していること。ただし、次の場合はこの限りではない。
(イ) 定年により、従業員が退職する場合
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
- ③ その他の条件については、当社が新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約書の定めるところによるものとする。

5 当社は平成17年8月1日付をもって1株を4株に、平成20年4月1日付をもって1株を2株に分割しております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、発行価格及び資本組入額が調整されております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成20年10月1日～ 平成20年12月31日 (注)	4,000	1,368,000	1,328	326,738	1,324	297,027

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間の末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 100	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数100株
完全議決権株式（その他）	普通株式 1,363,800	13,638	同上
単元未満株式	普通株式 100	—	1単元（100株）未満の株式
発行済株式総数	普通株式 1,364,000	—	—
総株主の議決権	—	13,638	—

（注） 単元未満株式数には、当社所有の自己株式48株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
ディーブイエックス株式会社	東京都練馬区 小竹町1丁目16番1号	100	—	100	0.01
計	—	100	—	100	0.01

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高（円）	1,195	1,240	1,189	1,300	1,110	1,041	941	950	950
最低（円）	1,022	1,073	1,071	1,050	1,023	900	780	817	857

（注） 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び当第3四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、太陽ASG有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社には子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】
 (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間末 (平成20年12月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※2 1,675,627	※2 1,667,288
受取手形及び売掛金	※4 2,822,926	2,783,182
商品	448,097	360,146
繰延税金資産	56,358	44,440
受託開発仕掛勘定	※3 241,807	※3 194,971
その他	119,099	74,412
貸倒引当金	△3,950	△3,850
流動資産合計	5,359,966	5,120,591
固定資産		
有形固定資産	※1 128,103	※1 114,610
無形固定資産	43,365	46,354
投資その他の資産		
投資有価証券	52,728	52,979
差入保証金	86,726	85,391
繰延税金資産	45,024	41,960
その他	8,314	8,010
投資その他の資産合計	192,792	188,341
固定資産合計	364,260	349,306
資産合計	5,724,227	5,469,897
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2,911,770	2,886,839
1年内償還予定の社債	0	50,000
短期借入金	158,500	50,000
1年内返済予定の長期借入金	84,043	126,609
未払法人税等	46,091	123,000
賞与引当金	18,796	79,122
売上値引引当金	74,493	0
仮受受託開発補助金勘定	※2, ※3 258,002	※2, ※3 218,502
その他	170,587	135,970
流動負債合計	3,722,283	3,670,042
固定負債		
長期借入金	81,582	26,044
退職給付引当金	61,657	52,787
役員退職慰労引当金	50,564	52,158
固定負債合計	193,804	130,989
負債合計	3,916,087	3,801,032

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間末 (平成20年12月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	326,738	324,613
資本剰余金	297,027	294,908
利益剰余金	1,184,886	1,049,706
自己株式	△173	△173
株主資本合計	1,808,478	1,669,055
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△338	△189
評価・換算差額等合計	△338	△189
純資産合計	1,808,139	1,668,865
負債純資産合計	5,724,227	5,469,897

(2) 【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
売上高	9,494,786
売上原価	7,532,198
売上総利益	1,962,588
販売費及び一般管理費	※ 1,678,029
営業利益	284,559
営業外収益	
デリバティブ評価益	18,610
為替差益	11,328
その他	2,988
営業外収益合計	32,926
営業外費用	
支払利息	2,710
株式交付費	1,987
その他	381
営業外費用合計	5,078
経常利益	312,407
特別利益	
固定資産売却益	175
特別利益合計	175
特別損失	
たな卸資産評価損	11,846
特別損失合計	11,846
税引前四半期純利益	300,735
法人税、住民税及び事業税	139,592
法人税等調整額	△14,879
法人税等合計	124,712
四半期純利益	176,023

【第3四半期会計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
売上高	3,247,782
売上原価	2,562,639
売上総利益	685,142
販売費及び一般管理費	※ 568,226
営業利益	116,915
営業外収益	
為替差益	4,110
その他	1,815
営業外収益合計	5,925
営業外費用	
支払利息	1,006
株式交付費	34
デリバティブ評価損	8,097
その他	106
営業外費用合計	9,245
経常利益	113,595
税引前四半期純利益	113,595
法人税、住民税及び事業税	16,870
法人税等調整額	32,569
法人税等合計	49,440
四半期純利益	64,155

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位: 千円)

当第3四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	300,735
減価償却費	46,397
デリバティブ評価損益 (△は益)	△18,610
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	100
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△60,325
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	8,870
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△1,593
売上値引引当金の増減額 (△は減少)	74,493
受取利息及び受取配当金	△1,116
支払利息及び社債利息	3,091
株式交付費	1,987
為替差損益 (△は益)	5,419
有形固定資産売却損益 (△は益)	△175
売上債権の増減額 (△は増加)	△117,206
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△103,992
仕入債務の増減額 (△は減少)	102,393
未払消費税等の増減額 (△は減少)	1,433
受託開発勘定の増減額	△7,335
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	69
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	31,236
その他の固定資産の増減額 (△は増加)	△27
小計	265,845
利息及び配当金の受取額	1,214
利息の支払額	△3,386
法人税等の支払額	△212,944
営業活動によるキャッシュ・フロー	50,728
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△13,459
有形固定資産の売却による収入	1,770
無形固定資産の取得による支出	△10,759
差入保証金の差入による支出	△6,177
差入保証金の回収による収入	4,842
貸付けによる支出	△54,470
貸付金の回収による収入	8,100
その他	△272
投資活動によるキャッシュ・フロー	△70,426
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	200,000
短期借入金の返済による支出	△91,500
長期借入れによる収入	130,000
長期借入金の返済による支出	△117,028
社債の償還による支出	△50,000
株式の発行による収入	2,255
配当金の支払額	△40,271
財務活動によるキャッシュ・フロー	33,456
現金及び現金同等物に係る換算差額	△5,419
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	8,339
現金及び現金同等物の期首残高	1,567,288
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 1,575,627

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

当第3四半期会計期間（自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日）
該当事項はありません。

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
1 会計処理基準に関する事項の変更 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更 棚卸資産の評価基準及び評価方法については、従来、主として移動平均法による原価法によっておりましたが、第1四半期会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）が適用されたことに伴い、主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）に変更しております。これにより、当第3四半期累計期間の税引前四半期純利益は11,846千円減少しております。

【簡便な会計処理】

当第3四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
1 一般債権の貸倒見積高の算定方法 当第3四半期会計期間末の貸倒実績率等が前事業年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前事業年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。 2 棚卸資産の評価方法 当第3四半期会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、第2四半期会計期間末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算出する方法によっております。 3 固定資産の減価償却費の算定方法 定率法を採用している資産については、事業年度に係る減価償却費の額を期間按分して算出する方法によっております。 4 法人税等及び繰延税金資産の算定方法 法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目を重要なものに限定する方法によっております。 また、繰延税金資産の回収可能性の判断において、経営環境等に著しい変化が生じておらず、一時差異等の発生状況について大幅な変動がないため、前事業年度末に使用した業績予想やタックス・プランニングを利用しております。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3四半期累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日）
該当事項はありません。

【追加情報】

当第3四半期累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日）
該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第3四半期会計期間末 (平成20年12月31日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額は、194,535千円であります。	※1 有形固定資産の減価償却累計額は、164,149千円であります。
※2 担保資産及び担保付債務	※2 担保資産及び担保付債務
担保資産	担保資産
定期預金 50,000千円	定期預金 50,000千円
担保付債務	担保付債務
仮受受託開発補助金勘定 258,002千円	仮受受託開発補助金勘定 218,502千円
※3 受託開発にかかる仮勘定であり、受け入れた補助金の額を「仮受受託開発補助金勘定」へ計上し、受託研究開発のために費消した額を「受託開発仕掛勘定」へ計上しております。	※3 同左
受託研究開発が成功した場合、当社は「仮受受託開発補助金勘定」残高の全額について返済義務を負うとともに、成果物の独占使用权を取得します。一方、当該受託研究開発が失敗した場合には、「仮受受託開発補助金勘定」残高の返済義務は負いません。	
※4 受取手形裏書譲渡高は、77,461千円であります。	4 —————

(四半期損益計算書関係)

当第3四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
給与手当 588,120千円
賞与引当金繰入額 18,796千円
当第3四半期会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
給与手当 199,636千円
賞与引当金繰入額 18,796千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年12月31日現在)
現金及び預金 1,675,627千円
預入期間が3か月超の定期預金 △100,000千円
現金及び現金同等物 1,575,627千円

(株主資本等関係)

当第3四半期会計期間末（平成20年12月31日）及び当第3四半期累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日）

1 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第3四半期会計期間末
普通株式	1,368,000株

2 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第3四半期会計期間末
普通株式	148株

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	40,843	60	平成20年3月31日	平成20年6月30日

(2) 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第3四半期累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日）

所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当第3四半期会計期間におけるリース取引残高は前事業年度末と比較し著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

当第3四半期会計期間末（平成20年12月31日）

有価証券の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期会計期間末（平成20年12月31日）
 デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益
 通貨関連

種類	契約額等（千円）	契約額等のうち1年超（千円）	時価（千円）	評価損益（千円）
為替予約取引 買建 米ドル	128,796	—	108,984	18,610
合計	128,796	—	108,984	18,610

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期会計期間（自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日）
 該当事項はありません。

(持分法損益等)

当第3四半期累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日）及び第3四半期会計期間（自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日）
 当社は関連会社を有していないため、該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第3四半期会計期間（自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日）
 当第3四半期会計期間において該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期会計期間末 (平成20年12月31日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 1,321円88銭	1株当たり純資産額 2,451円59銭

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第3四半期会計期間末 (平成20年12月31日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	1,808,139	1,668,865
純資産の部の合計額から控除される金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期末(期末)の純資産額(千円)	1,808,139	1,668,865
普通株式の発行済株式数(株)	1,368,000	680,800
普通株式の自己株式数(株)	148	74
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期末(期末)の普通株式の数(株)	1,367,852	680,726

2 当社は、平成20年4月1日付けで株式1株につき2株の株式分割を行っております。当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合における前事業年度末の1株当たり純資産額は1,255円79銭です。

2 1株当たり四半期純利益金額等

当第3四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 129円08銭	1株当たり四半期純利益金額 46円98銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 128円00銭	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 46円78銭

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第3四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	176,023	64,155
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	176,023	64,155
普通株式の期中平均株式数(株)	1,363,660	1,365,469
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	11,553	5,980
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式について前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

2 当社は、平成20年4月1日付けで株式1株につき2株の株式分割を行っております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月6日

ディービーエックス株式会社
取締役会 御中

太陽A S G有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	稲村 榮典 ㊞
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	柳下 敏男 ㊞
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているディービーエックス株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第23期事業年度の第3四半期会計期間[作成者1]（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第3四半期累計期間[作成者2]（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、ディービーエックス株式会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。